

第9章 保健医療従事者の確保対策

1 医師、歯科医師、薬剤師

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 医 師</p> <p>(1) 医師法第6条第3項による医師の届出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県を従業地としている医師の届出数（平成26年12月31日現在）は、15,927人で前回調査の平成24年に比べ377人増加しており、そのうち病院及び診療所の医師もそれぞれ増加しています。 しかし、人口10万対の医師数を全国と比較すると、医師の届出数は全国244.9人に対し本県213.6人、病院に従事する医師は全国153.4人に対し本県132.0人、診療所に従事する医師は全国80.2人に対し本県70.1人といずれも下回っています。（表9-1-1） ○ 医療圏別の人口10万対の医師数をみると、名古屋医療圏（307.8人）及び尾張東部医療圏（382.5人）は県数値を大きく上回っていますが、他の10医療圏では県数値を下回っています。（表9-1-2） <p>(2) 医師の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県では4大学に医学部が設置されており、入学定員は444人となっています。（表9-1-3） ○ 国においては、平成16年4月から、医師としての人格を涵養し、基本的な診療能力を習得させることを基本理念とする新たな臨床研修（2年）が必修化されました。 ○ 本県では、56施設（平成28年4月1日現在）が臨床研修病院に指定されており、平成28年度に採用された研修医数は466人となっています。（表9-1-4） ○ 新たな専門医制度について、地域の医療関係者により構成される地域医療支援センター運営委員会における協議を踏まえ、医師の地域偏在及び診療科の偏在の拡大を招くことがないように努める必要があります。 <p>(3) 病院勤務医の不足の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県においては、平成28年6月末現在、県内323病院中22.6%にあたる73病院で医師不足のために診療制限が行われており、引き続き深刻な影響が生じています。（表9-1-5） ○ 尾張中部医療圏を除いて全ての医療圏で診 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の医師数自体は年々増加しているものの全国平均を下回っており、また、医療圏ごとに偏在が見られます。 ○ 病院勤務医の勤務環境改善に向けた取組や、女性医師の離職を防ぐためのキャリア継続支援などさらなる対策が必要とされています。 ○ 医師養成数を増加させるだけではな

- 療制限が行われています。また、都市部の名古屋医療圏においても、診療制限を行っている病院が相当数（129 病院中 30 病院）にのぼっています。（表 9-1-5）
- この病院勤務医の不足の原因として、
 - ・ 平成 16 年 4 月から始まった「新医師臨床研修制度」による大学医学部の医師派遣機能の低下
 - ・ 夜間・休日における患者の集中などによる病院勤務医の過重労働
 - ・ 女性医師の出産・育児等による離職
 - ・ 産科などの診療科における訴訟リスクに対する懸念
 - ・ 医療の高度化・専門化による、総合医のような幅広く診ることのできる医師の不足
 - 国は、医師数そのものを増加させるため、大学医学部の入学定員を平成19年度の7,625人から平成29年度には9,420人まで増員させており、本県4大学の医学部入学定員は、平成20年度の380人から平成28年度には64人増員され444人となっています。（表9-1-3）

平成28年度の診療報酬改定において、チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取組等による医療従事者の負担軽減等に向けた評価の引き上げなどの対策が実施されています。
 - 本県では、平成27年4月に地域医療支援センターを設置し、地域医療介護総合確保基金を活用して、平成18年度に開始したドクターバンク事業を始めとし、先進的医療技術の研修を実施する県内4大学病院等への支援、医師不足地域の病院に医師を派遣する病院への支援、知事が指定した医療機関への勤務を償還免除要件とした医学生に対する修学資金の貸与、女性医師のキャリア継続支援など医師確保対策を実施しています。
 - 医師不足の問題は、臨床研修や診療報酬といった制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多いため、病院の勤務環境改善への取組や救急医、小児科医、産科医など病院勤務医の労働が正しく評価されるような診療報酬体系の見直しを行うことなど抜本的な対策を実施するよう国に働きかけています。
 - 本県では、平成28年4月に医療勤務環境改善支援センターを設置し、愛知労働局が行う医療労務管理支援事業と一体となって、医療従事者の勤務環境の改善に取り組む医療機関を支援しています。
- く、病院勤務医が不足している地域や診療科に勤務し、地域医療に貢献する医師を養成することが必要になります
- 国において抜本的な対策が実施されることが求められるとともに、県としても、国と連携しながらできる限りの対策を実施していく必要があります。

2 歯科医師

(1) 歯科医師法第6条第3項による届出状況

- 本県を従業地としている歯科医師の届出数（平成26年12月31日現在）は、5,581人で前回調査の平成24年に比べ31人増加しています。（表9-1-1）
- 人口10万対歯科医師数でみると74.9人となっており、全国の79.3人を下回っています。また、医療圏別では、名古屋医療圏が多く99.1人、海部医療圏が48.3人と少ない状況になっています。（表9-1-2）
- 海部、東三河北部医療圏では1～2人の町村があり、豊根村は従業歯科医師がいない状況です。また、西三河北部、東三河北部医療圏を中心に無歯科医地区（平成26年10月現在）が32地区あります。

(2) 歯科医師の養成

- 本県では1大学に歯学部が設置されており、平成28年度入学定員は125人となっています。（表9-1-3）
- 国においては、平成18年4月から、歯科医師としての人格を涵養し、基本的な診療能力を身につけることを基本理念とした、臨床研修（1年）が必修化されました。平成28年度研修は、募集定員212人に対して、研修者数115人です。（表9-1-4）

3 薬剤師

- 薬剤師法第9条による、本県を従業地としている薬剤師の届出数は14,056人（平成26年12月31日現在）で、人口10万対では全国平均を下回っていますが、増加傾向が続いています。（表9-1-6）
- 薬局従事者は8,385人で、届出者の約半数を占めています。（表9-1-6）
- 患者本位の医薬分業を推進するために、かかりつけ薬剤師の育成が必要です。
- 平成17年度から金城学院大学及び愛知学院大学に薬学部が設置され、計4大学の入学定員は628人です。（表9-1-7）
- 平成18年度から薬学部が6年制教育課程に移行し、平成24年4月に初めて6年制薬剤師が誕生しています。

- 県全体では、国が目標としてきた人口10万対50人確保を達成しており、全ての医療圏で50人を超えています。医師と同様に地域によっては低いところがあるなど偏在の問題があります。
- 無歯科医地区等での歯科保健対策の充実強化を図るとともに、歯科医師の確保が課題です。

- かかりつけ薬剤師を育成するために、薬物治療等の基本的な知識の習得とともにコミュニケーション能力の向上を図る研修を、地域の薬剤師会や薬業団体と連携しながら開催していく必要があります。

【今後の方策】

- 医師確保については、次の施策を実施するとともに、地域医療支援センター運営委員会等において新たな医師確保対策について検討していきます。

区 分	県の施策
病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師無料職業紹介事業（ドクターバンク）の実施 ・ 病院が新たに創設する救急勤務医の休日・夜間の手当に対する補助 ・ 新生児集中治療室において新生児を担当する医師の手当に対する補助 ・ 地域の中小産婦人科医療機関で、帝王切開を行った医師に対する補助 ・ 地域でお産を支える産科医等の分娩手当に対する補助 ・ 医療勤務環境改善支援センター事業の実施
医師不足地域や診療科の病院勤務医の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師派遣を行う病院が医師不足地域の病院に対し、医師を派遣することにより得られなくなった利益相当分の補助 ・ 知事が指定した医療機関への勤務を償還免除要件とした修学資金の医学生に対する貸与 ・ 地域医療、精神医療等を担う医師の養成を目的とした講座の大学への設置の支援（名古屋大学医学部、名古屋市立大学医学部、愛知医科大学医学部、藤田保健衛生大学医学部）
女性医師の働きやすい職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院内保育所の運営費に対する補助 ・ 女性医師のキャリア継続を支援するために、女性医師のキャリア教育を推進すること、職場を離れた女性医師等の復職に対する支援、短時間勤務等を取り入れる医療機関への助成など、女性医師が育児をしながら働くことができる体制整備

- 国に対して、病院勤務医不足の問題の解決に向けた抜本的対策の実施を働きかけていきます。
- 医薬分業、在宅医療の進展等に伴い、地域の需要に即したかかりつけ薬剤師の確保と質の向上を目指します。

表9-1-1 医師数等の推移（毎年末）

区 分	16年	18年	20年	22年	24年	26年
本県医師数	13,295	14,042	14,420	15,072	15,550	15,927
本県人口10万対	184.9	192.1	194.8	203.4	209.6	213.6
全国人口10万対	211.7	217.5	224.5	230.4	237.8	244.9
うち医療施設の従事者	12,577	13,208	13,574	14,206	14,712	15,065
本県人口10万対	174.9	180.7	183.4	191.7	198.7	202.1
全国人口10万対	201.0	206.3	212.9	219.0	226.5	233.6
病院の従事者	7,932	8,431	8,704	9,129	9,519	9,839
本県人口10万対	110.3	115.4	117.6	123.2	128.2	132.0
全国人口10万対	128.2	131.7	136.5	141.3	147.7	153.4
診療所の従事者	4,645	4,777	4,870	5,077	5,193	5,226
本県人口10万対	64.6	65.4	65.8	68.5	69.9	70.1
全国人口10万対	72.8	74.5	76.5	77.7	78.8	80.2
本県歯科医師数	4,961	4,978	5,189	5,363	5,550	5,581
本県人口10万対	69.0	68.1	70.1	72.4	74.7	74.9
全国人口10万対	74.6	76.1	77.9	79.3	80.4	81.8

資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

表9-1-2 医師・歯科医師従業地別届出数（平成26年末）

医療圏	医 師			歯 科 医 師			人口 H26.10.1
	届出数	人口10万対	うち医療施設従事者	届出数	人口10万対	うち医療施設従事者	
名古屋・尾張中部	7,143	292.6	6,673	2,343	96.0	2,238	2,441,533
海 部	449	136.3	436	159	48.3	158	329,323
尾張東部	1,798	382.5	1,682	353	75.1	346	470,060
尾張西部	902	174.9	880	320	62.1	315	515,725
尾張北部	1,148	156.9	1,108	499	68.2	491	731,801
知多半島	871	140.2	831	388	62.4	377	621,462
西三河北部	722	149.9	674	287	59.6	281	481,559
西三河南部東	574	138.1	529	286	68.8	280	415,499
西三河南部西	1,021	149.5	1000	444	65.0	441	683,033
東三河北部	75	131.4	71	35	61.3	35	57,081
東三河南部	1,224	175.5	1,181	467	67.0	462	697,437
愛 知 県	15,927	213.9	15,065	5,581	74.9	5,424	7,444,513
全 国	311,205	244.9	296,845	103,972	81.8	100,965	-

資料：平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

注：人口10万対の人口は「あいちの人口」を用いています。

表9-1-3 医学部、歯学部設置状況

名 称	設置者	入学定員						
		20年度	21年度	22・23年度	24年度	25・26年度	27年度	28年度
名古屋大学医学部	国立大学法人	100人	108人	112人	112人	112人	112人	112人
名古屋市立大学医学部	名古屋市	80人	92人	95人	95人	95人	97人	97人
愛知医科大学医学部	学校法人	100人	105人	105人	110人	110人	113人	115人
藤田保健衛生大学医学部	学校法人	100人	110人	110人	110人	110人	115人	120人
計	-	380人	415人	422人	427人	427人	437人	444人
愛知学院大学歯学部	学校法人	128人	128人	128人	128人	125人	125人	125人

表9-1-4 医師臨床研修の状況

区 分	医師		歯科医師	
	募集定員	採用実績	募集定員	採用実績
平成 21 年度研修	699 人	493 人	185 人	147 人
平成 22 年度研修	584 人	496 人	191 人	137 人
平成 23 年度研修	580 人	493 人	195 人	158 人
平成 24 年度研修	572 人	461 人	197 人	147 人
平成 25 年度研修	542 人	455 人	200 人	137 人
平成 26 年度研修	516 人	452 人	207 人	103 人
平成 27 年度研修	539 人	461 人	209 人	108 人
平成 28 年度研修	543 人	466 人	212 人	115 人

採用実績は厚生労働省医政局医事課及び歯科保健課調べ

表9-1-5 医師不足のため診療制限している病院（平成28年6月末）

1 全体の概要

【単位：病院】

2 主な診療科ごとの状況

医療圏	医師不足のため診療制限している病院		
名古屋・尾張中部	30 /	134	(22.4%)
海部	2 /	11	(18.2%)
尾張東部	3 /	19	(15.8%)
尾張西部	5 /	20	(25.0%)
尾張北部	9 /	24	(37.5%)
知多半島	6 /	18	(33.3%)
西三河北部	2 /	18	(11.1%)
西三河南部東	2 /	15	(13.3%)
西三河南部西	4 /	23	(17.4%)
東三河北部	2 /	5	(40.0%)
東三河南部	8 /	36	(22.2%)
計	73 /	323	(22.6%)

診療科	病院数	
産婦人科	11 /	61 (18.0%)
小児科	11 /	120 (9.2%)
精神科	11 /	104 (10.6%)
内科	32 /	283 (11.3%)
整形外科	18 /	193 (9.3%)
外科	8 /	178 (4.5%)
麻酔科	3 /	110 (2.7%)

注) 診療制限している病院数/診療科標榜病院数

注) 診療制限している病院数/各区分の病院総数

表9-1-6 地域卒医学生の入学者数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
名古屋大学	3人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	3人
名古屋市立大学	2人	5人	5人	5人	5人	5人	7人	7人	7人
愛知医科大学				5人	5人	5人	8人	10人	10人
藤田保健衛生大学							5人	10人	10人
合計	5人	10人	10人	15人	15人	15人	25人	32人	30人

※入学者の状況であり、退学者の状況は反映していない。

表9-1-7 地域卒医学生の卒業後の進路

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
臨床研修1年目	5人	7人	11人
臨床研修2年目		5人	7人
後期研修			4人
地域赴任			1人

表9-1-6 従事薬剤師数の推移（毎年末）

年	届出数	人口10万人対(全国)	薬局従事(薬局数)	病院・診療所従事
平成16	11,465人	159.4 (189.0)	6,029人 (2,759人)	2,291人
平成18	12,059人	165.0 (197.6)	6,484人 (2,799人)	2,375人
平成20	12,716人	171.8 (209.7)	7,106人 (2,900人)	2,412人
平成22	13,202人	178.1 (215.9)	7,600人 (2,957人)	2,499人
平成24	13,426人	180.8 (219.6)	7,951人 (3,055人)	2,574人
平成26	14,056人	188.5 (226.7)	8,385人 (3,193人)	2,743人

資料：医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)

注：薬局数は毎年度末（愛知県健康福祉部調べ）

表 9-1-7 薬学部設置状況

(平成 28 年度募集)

名 称	設置者	所在地	修業年限	入学定員
名古屋市立大学薬学部	名古屋市	名古屋市瑞穂区	6年	60人
			4年	40人
名城大学薬学部	学校法人	名古屋市天白区	6年	265人
金城学院大学薬学部	学校法人	名古屋市守山区	6年	118人
愛知学院大学薬学部	学校法人	名古屋市千種区	6年	145人

資料：愛知県健康福祉部調べ

用語の解説

用語説明

○ 地域医療支援センター

医師の地域偏在を解消するため、医療機関の関係者に対し、医師確保に関する相談に応じ、助言・その他の援助を行うとともに、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援を行う。

○ 医療勤務環境改善支援センター

医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、勤務環境改善マネジメントシステム（PDCA サイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組み）の導入を支援するなど、医療勤務環境の改善に取り組む医療機関の支援を行う。

○ 新たな専門医制度

内科、外科などの各専門領域の学会の方針に基づき認定された専門医制度を改め、新たに設立された日本専門医機構のもと、領域間における専門医の水準のバラツキを解消するため、標準的な研修の仕組みを作り、専門医の質の向上を図る制度である。

○ 医師臨床研修制度

診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければなりません。

○ 歯科医師臨床研修制度

診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければなりません。